

1. 指定下水道工事店制度

排水設備等の新設等の工事（宅内配管工事）は、市の指定を受けた『指定下水道工事店』でなければ行うことができません。（条例第9条第1項）

指定下水道工事店の遵守事項（条例第9条の1 1 及び規則第6条の1 6）

- （1）指定下水道工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めること。
- （2）工事が完了したときは、5日以内に市長に届け出て、責任技術者の立ち会いのうえ、市の検査を受けること。
- （3）検査の結果不完全と認められるときは、市長が指定する期間内に修繕すること。
- （4）検査後において1年以内に生じた故障又は不良箇所については、市長が指定する期間内に無償で修理すること。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失によると認められるときは、この限りでない。
- （5）**名義を他人に貸与しないこと。**また、特に市長が認める場合のほか、その請け負った工事を他人に請け負わせないこと。
- （6）工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- （7）災害等緊急時における排水設備の復旧及び漏水防止その他市長から協力の要請を受けたときは、これに協力するよう努めること。（ただし、地震、火災等の災害によるものや使用者の責任によるものを除く。）
- （8）工事は、適正な工費で施工すること。また、契約は、金額、期限その他必要事項を明確に示すこと。
- （9）工事は、責任技術者の技術上の管理下において設計及び施工をすること。

※指定下水道工事店が上記事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められる場合は、指定の取り消し、または、6ヶ月を超えない範囲において指定の効力を停止することがあります。（条例第9条の1 3）